

四天王寺流基幹本の書誌と構成

BIBLIOGRAPHY AND COMPOSITION ON MAINSTAY BOOKS IN THE ARCHITECTURAL REFERENCE BOOKS OF SHITENNOJI SCHOOL

河田克博*, 麓和善**, 内藤昌***
Katsuhiko KAWATA, Kazuyoshi FUMOTO, and Akira NAITO

We can find out five "mainstay books" in several architectural reference books which described the technics of the Shitennoji school "Heinouchi-ke". In this paper, we intend to clarify the bibliography of each book and to analyze the composition of that. As a result, we are able to draw out the following conclusion; composition and contents in the original text of technical books for Shitennoji school are well remained in "Shoki-shū", the other side, "Shōmei" contains later various element.

Keywords : Shitennoji school, mainstay books, bibliography, composition, Shoki-shū, Shōmei

序

周知のごとく、江戸幕府作事方大棟梁職を代々継承した平内家は四天王寺流を称し、甲良家の建仁寺流とともに、いわば二大流派を形成していた。加えて、両家とも多数の建築書を伝えており、なかでも甲良家の『建仁寺派家伝書』14冊・平内家の『匠明』5巻は、至高に体系化された建築書として評価が与えられ、今日に至っている。特に、慶長13年(1608)中秋平内政信・同15年初春吉日平内吉政の奥書を有する東京大学蔵『匠明』(以下、東大本と称す)については、伊藤要太郎博士の優れた研究があり¹⁾、近世日本建築史研究に多大な影響を与えていた。しかしながら、博士の研究によると、現在伝わる『匠明』は江戸時代中期初頭頃²⁾の成立であり(写本)、それ故に、その祖本に対する構成・内容の継承程度を正確に分析することは、極めて重要な課題である。

その内容分析に関して博士は、東大本以外の『匠明』写本数種・公刊木版本・遺構・作事記録・平内家由緒などを多角にわたり検討され、一応の成果を上げられている。しかし、上記『匠明』写本数種は、いずれも字句に多少の差異があつても、内容自体は同系統に属する、しかも江戸時代後期以降の写本であり、その他の事柄を含めても、祖本の構成・内容を把握するには比較史料上の限界があった。ところが近年、これら『匠明』写本とは構成・内容の異なるところの多い、『諸記集』なる新史

料の存在が知られるようになり³⁾、祖本の構成・内容の本質の様相を、従来以上に具体的に考察することが可能になってきている。

一方、こうした平内家の技術を伝える諸史料は、既稿で考察した「建仁寺流系本」に対して⁴⁾、「四天王寺流系本」と称することができる。そして、この四天王寺流系本に属する史料は、『匠明』・『諸記集』以外に多数伝存するが、何れも『匠明』・『諸記集』ほど内容は豊富ではなく、大半はそれら成立以後の要素を部分的に掲げたり変容させたもので、時に他家の技術などを混在させた内容となっている。したがって、『匠明』・『諸記集』の内容は、両史料間の差異に関わる類別は当然としても、とりあえず四天王寺流系本にあっては両史料とも基幹本として扱うことができよう⁵⁾。

本稿はこうした四天王寺流基幹本に関して、主として『匠明』およびその累本と『諸記集』の書誌を考察した上で、特に史料構成上の異同を明確にし、『匠明』祖本の技術内容解明の基礎としたい。そこで、まず史料の書誌を分析し、次いで内容構成上の特質を比較論究する。

1. 書 誌

東大本『匠明』5巻とその類本に関する全体の構成・内容および『諸記集』の概要項目については既に知られるが^{1), 3)}、本稿の考察上、改めてその史料の書誌を考察

* 修成建設専門学校 教授・工博

Prof. of Shuusei Technical College, Dr. Eng.

** 文化財建造物保存技術協会・工修

Japanese Association for Conservation of Architectural Monuments

*** 名古屋工業大学 教授・工博

Prof. of Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.

する。

(1) 『匠明』(東京大学蔵)

紺色紙表紙の巻子本5巻で、全体は桐箱入⁶⁾である。各巻題簽には、それぞれ「門記集」・「社記集」・「塔記集」・「堂記集」・「殿屋集」とあるが、総括名称「匠明」なる史料名はここには記されず、史料順序も特定されない。『匠明』の題名は、各巻末の政信奥書に「右匠明五巻之内何記集」と記されることによる。また、ここに記される「匠明」の2字は抹消後に本文の主筆とは異筆で記入されており、書誌分析の上で特に留意の必要がある。

史料順序は、東京大学が当史料を購入時の目録1冊にある記述⁷⁾、および類本（後述、大島本および米野本）の掲載順序にもとづくもので、各巻の法量は、

- 1 「門記集」：(18.2 cm × 1982.1 cm),
- 2 「社記集」：(18.3 cm × 1131.9 cm),
- 3 「塔記集」：(18.0 cm × 1147.4 cm),
- 4 「堂記集」：(18.4 cm × 1731.1 cm),
- 5 「殿屋集」：(18.8 cm × 1870.7 cm),

である。各巻とも、慶長13年中秋の「平内政信（花押）」（傍点および（ ）：筆者補注、以下同）なる政信奥書および同15年初春吉日の「平内但馬守吉政（花押）」なる吉政奥書を併記している。項目内容は図一4の右欄のごとくで、極めて多様かつ厖大な内容を有している。

史料本文の筆跡は少なくとも5筆みとめられる。すなわち、江戸時代前半頃までの書体とみられる能筆で全巻にわたる主筆、それと相前後して部分的に記され主筆と同時期の筆跡と考えられるやや細字のA筆、これらの筆跡の各所に抹消訂正や行間補筆して記され主筆・A筆の後の加筆とみられる太く拙劣な字体のB筆、そして上記政信奥書の「平内」の箇所におけるX筆、および吉政奥書の吉政署名前行にある「平内但馬守」と記したY筆である⁸⁾。さらに「塔記集」と「堂記集」には裏書があり、「塔記集」では主筆にB筆の加筆・訂正がある他、前5筆とまた異なる筆跡で相輪檻を書いた薄紙が㊂（平内延臣のことか）の割印を添えて貼られている。また「堂記集」の裏書は主筆ならびにA筆からなる。なお、先の政信奥書にある「匠明」の2字はA筆と考えられる。

こうした複数の筆跡様態がみとめられる他、明白な誤写・脱行と思われる箇所が指摘できる。したがって、当史料は明らかに原本ではなく写本である。

(2) 『匠明五巻』(東京都立中央図書館蔵)

当史料は、紺色横縞模様入表紙の袋綴1冊・中本大(24.1 cm × 17.0 cm)で、上記題名は題簽に記される。表紙の後第1紙に「匠明五巻 門記、社記／塔記、堂記／殿屋集、附三箇／秘伝、 完」と記され、次いで「門記集 第一, …」、「社記集 第二, …」、「塔記集 第三, …」、「堂記集 第四, …」、「殿屋集 第五, …」、「斬初,

竜伏, 上棟, 秘伝, …」の順に各内容が記述される。殿屋集までの『匠明』の内容・構成は東大本に類似するが、字句に多少の差異・脱行があり、また図の欠落する箇所もみとめられる。殿屋集末尾には、吉政奥書の後に「右匠明五巻家ニ伝ルヲ二百二十余年世々是レヲ／宗トス、披見スルヲ幾回ト云ヲ知ラス、其破損モ亦少／カラス、後來猶損センヲ厭ヒテ写集テ一巻トナシ、以ノテ本書便覽ノ助トナスノミ、／天保六年（1835）乙未歳初春吉日 平内延臣（花押）」とあり、平内家第10代延臣による写本（=延臣本）の系統なるが明らかである。さらに巻末には「本書者將軍家大棟梁／平内大隅延臣男／平内政徳藏／明治三十年一月写 大島正橋（印）」とあり、平内家第11代政徳を経て書写したことがわかる。また大島正橋の父は、明治期の建築家として知られる大島盈株であり、幼時より甲良家第10代棟全に学んだ後、甲良建仁寺流第12代を継承している⁹⁾。

なお当史料は、旧日比谷図書館蔵であることにより日比谷本として紹介されるが¹⁰⁾、所蔵元が移っているため、奥書に明記される「大島正橋」署名にもとづき、本稿では以後「大島本」と称することにする。

(3) 『匠明 弘化三年本』(日本大学蔵)

青色紙表紙の袋綴5冊・美濃本大(28.4 cm × 19.3 cm)の史料で、全体が紺色布表装の帙に入れられ、上記題名が茶色紙の題簽（帙とともに後補）に記される。各巻の題簽および第1紙に「門記集 第一」、「社記集 第二」、「塔記集 第三」、「堂記集 第四」、「殿屋集 第五」とあり、それぞれの巻末に「此五巻者平内ニ隨身而昼夜不怠一々賢明而致伝授為書写者也／弘化（1846）三丙午年十二月吉日／米野勇平（印）」と署名される。内容・構成は大島本に近似し、東大本とは異なる字句表現が共通する箇所が少なからず指摘されるが、大島本に欠落する部分が当史料にあるなどの相違もみとめられる。前史料の「斬初、竜伏、上棟、秘伝」の記述は殿屋集の吉政奥書の後に記され、次いで天保6年の延臣奥書が前述と同文（…是レヲ宗トス…が、…是ヲ宗トス…と相違するのみ）で載せられ、さらに「右匠工五巻依懇望令相伝候畢／弘化三丙午年十二月吉日平内大隅（印）／延臣（花押）／米野勇平殿」と延臣の直伝なるを示した後、先の米野勇平の署名へと結んでいる。

また各巻第1紙裏に目録が記されるが、順に「第一 四脚門之図～（中略）～第卅 不老門之図」（門記集）、「第一 花表木碎之事～（中略）～第廿六 同（=伊勢天照皇大神宮）御社之図、第廿七 三重塔之事～（中略）～第卅五 双林塔」（社記集）、「第一 鷗ノ図～（中略）～第六 禁中御殿当代ノ図」（塔記集）、「第一 相輪檻之図～（中略）～第十 頤塔之図、第十一 三間四面堂ノ図～（中略）～第廿二 六角堂之図」（堂記集）、「第一 雨打作り唐用三間仏殿ノ図～（中略）～第十二 禅家ニ用惣指図、第

十三 主殿之事～(中略)～第廿二 色代同遠侍之事」(殿屋集)となっており、第1巻の門記集以外は各巻の内容と相違するものが記載されている。また、これらの目録は総じて詰めた状態で記述されているが、塔記集のみわずか6項目で少なく、しかも殿屋集の後半部の項目が記されている。要するにこのことは、転写に伴って目録を記すに当たって、第1巻門記集から順に詰めて各巻の項目をその最も対応する巻に記述していく、最後に残った殿屋集後半部の6項目を、社記集と堂記集に分記したため空白となっていた塔記集の冒頭に記載し、各巻の体裁を整えたものと察せられる。

なお当史料は、故小林文次博士旧蔵であるにより小林本として紹介されるが¹⁾、奥書に明記される「米野勇平」の署名で特定できるため、以後「米野本」と称することにする。

(4) 『(匠明)』

当史料は、新家孝正氏¹⁰⁾が『建築雑誌』第33号(明治22年造家学会刊)に「日本建築法」抜粋として紹介されたもので、『(匠明)』とは題されないが、「…是レ慶長年間徳川家ノ建築家平内但馬守ノ撰スル処…」¹¹⁾と前書があり、『(匠明)』に類する内容である。但し、「社記集」のうち「華表木碎之事」・「向妻作り壱間社之図」だけが載せられ、「…(以下続出)」とあるが、その後の紹介はない。したがって全文を前述史料と校合することはできないが、前3史料で「花表」・「橋子」・「…分算」とある箇所が、「華表」・「階子」・「…歩算」となっているなどの相違がみとめられ、系譜上は前3史料に直接関連しないものと思われる。しかしながら、その他の字句の微細な相違を検討すると、あえていうなら大島本・米野本よりは東大本に近似するといえる。また別に、「撓」・「浜縁」を「撓」・「演縁」と誤っている箇所があるが、これらは活字にした際の誤植とも考えられよう。何れにしても、この新家本は、『(匠明)』祖本の様相を探る上で参考にはなっても、書誌および技術内容比較考察の対象史料としては不充分である。

(5) 『諸記集』(静嘉堂文庫蔵)

当史料は、茶表紙(後補)・袋綴1冊・美濃本大(26.7cm×19.1cm)で、同文庫池上家文書中の1史料である。題簽には『諸記集完』と記され、次いで「武家記集」・「門記集」・「社記集」・「堂記集」・「塔記集」の順に内容が記述される。それぞれ、標題に「何記集」、最後に「何記集畢」と記されるが、「武家記集」のみ標題が欠ける。

項目内容は図-4の左欄のごとくで、前述までの諸史料と比べると、内容・構成ともに異なる点が相当ある。慶長13年中秋に記したとする「正信在判」なる奥書は、「社記集」(図-1)および「塔記集」(図-2)にあり、前者は『(匠明)』・「社記集」・「殿屋集」の「政信奥書」に、

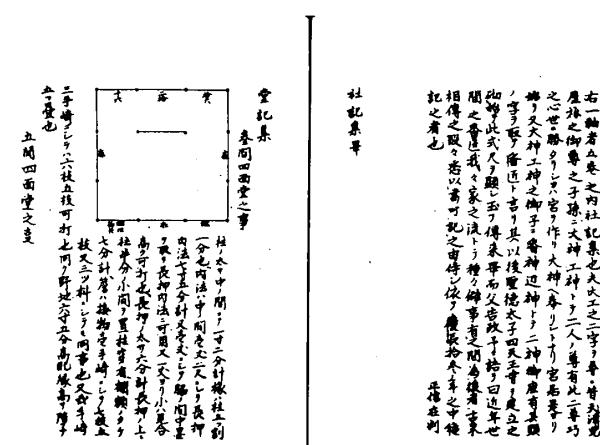


図-1 『諸記集』一「社記集」奥書

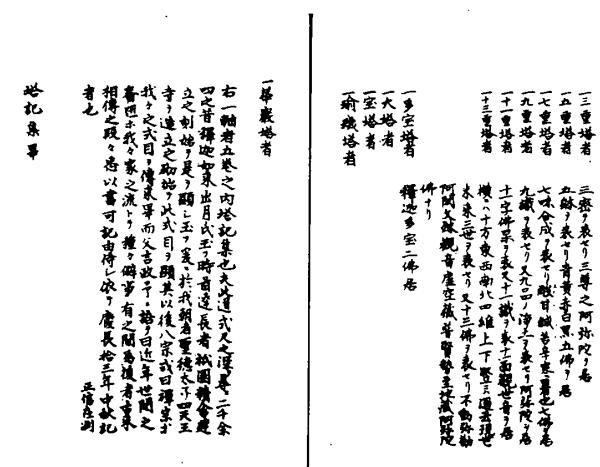


図-2 『諸記集』一「塔記集」奥書

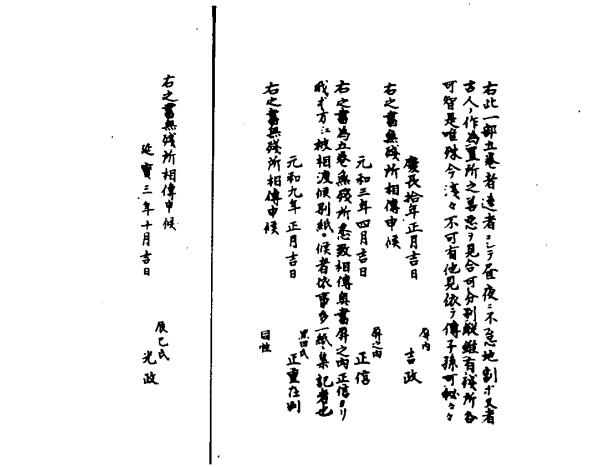


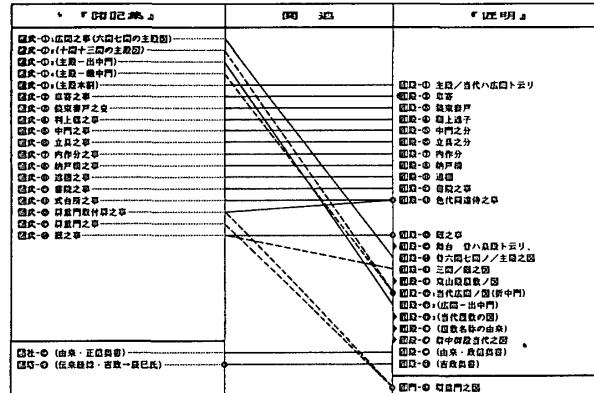
図-3 『諸記集』奥書

後者は『(匠明)』・「門記集」・「塔記集」・「堂記集」の同奥書に類似している。また、『(匠明)』では各巻末に説かれた「吉政奥書」は、「…慶長拾年正月吉日 屏内吉政」(拾年は拾五年の誤写¹²⁾)として、最終巻「塔記集」の後にのみ記される。その後は、元和3年(1617)年4月吉日に屏之内正信が残る所なく相伝、次いでこれを元和9年

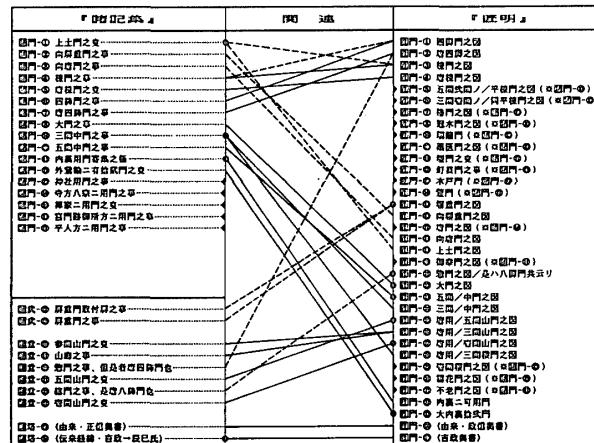
正月吉日に黒田正重が別紙に候者事多きに依って一紙に集記し、さらに同氏の相伝を経て、延宝3年（1684）年10月吉日辰巳光政が相伝、と伝来経緯を明記している（図-3）。池上家が筆録した時期は不明であるが、筆跡・紙質などの類似点からして、他の多くの池上家史料と同様、江戸時代中期～後期初頭頃の写本と思われる¹³⁾。

さてここに平内家は、慶長期から元和初頭にかけては堺内（慶長11年-1606-和歌山天満神社本殿棟札銘¹⁴⁾）とするが正しく、時に屏内（慶長15年『諸記集』吉政奥書）ないしは屏之内（慶長3年『諸記集』-「社記集」記述¹⁵⁾・元和3年『諸記集』正信奥書）と称するは首肯でき、それが平之内（元和5年鹿島神宮蔵木造狛犬胎内銘¹⁶⁾・同輪王寺常行堂棟札銘¹⁷⁾）→平内（寛永9年-1632-台徳院靈廟本殿床下石刻銘¹⁸⁾・同上野先聖殿棟札写¹⁹⁾）と変化する過程からして、当『諸記集』奥書は矛盾しない。さらに、元和9年に書写した黒田正重²⁰⁾・延宝3年の辰巳光政²¹⁾は、加賀藩にて特に四天王寺流御大工として知られ、事実前者は正保2年（1645）瑞龍寺山門・鐘楼造営²²⁾、承応2年（1653）石動山本社棟札、同3年氣多神社拝殿所用木材銘²³⁾、後者は寛文7年（1667）氣多神社護摩堂棟札写²¹⁾でその活躍がみとめられる。すなわち、平内家伝の木割を尊守する立場にある彼等にとって、『諸記集』の内容をあえて改稿するの蓋然性は

1. 「諸記集」・「社記集」の内容構成比較



2. 「門記集」の内容構成比較



①「証明」にあって「目記集」にない木割は、「目記集」においては木割のみ記せられたため、（）内にその該当項目を記す。

まず考えられない。とりあえず『諸記集』の記述は、伝写過程における無意識の誤写・脱字などを除けば、慶長～元和期の史料内容を忠実に伝えているとみるべきである。

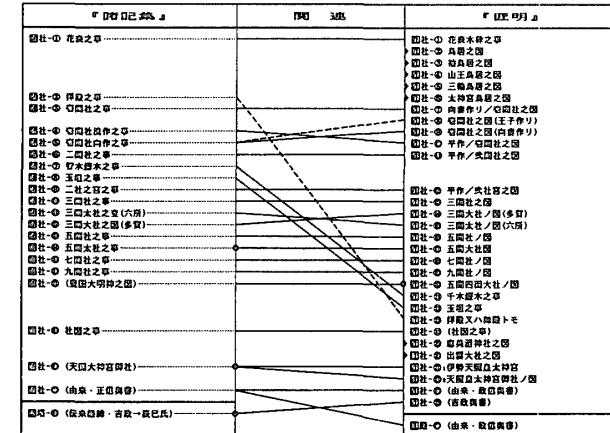
以上、『匠明』とその類本および『諸記集』の書誌を述べたが、次に各史料の構成を比較し、その特質を論究する。

2. 構成比較

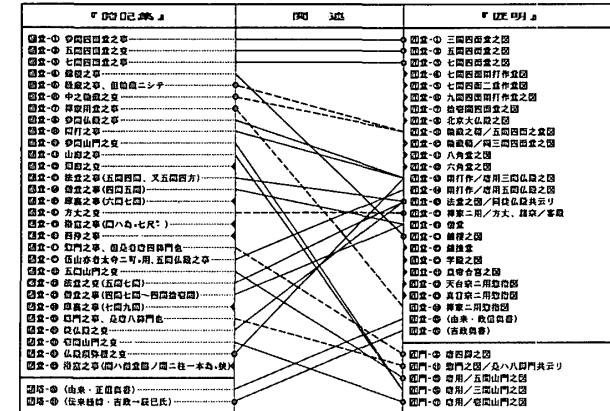
2-1 東大本『匠明』とその類本

東大本の類本は前述のごとく3史料みとめられるが、別に故大熊喜邦博士所蔵の『匠明』類本（以下、大熊本と称す）の存在が知られる。ところが、現在これを披見

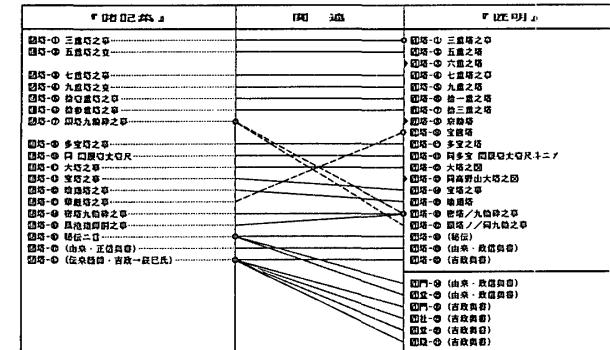
3. 「社記集」の内容構成比較



4. 「社記集」の内容構成比較



5. 「石記集」の内容構成比較



（九時） ④：対応する項目がないことを示す。
⑤：対応する項目の中に内訳を含まないもの。
⑥：内訳を多く含むとする表示。
⑦：内訳を部分的に囲むことを示す。

①：「目記集」
②：「門記集」
③：「社記集」
④：「石記集」
⑤：「匠明」

図-4 「諸記集」と「匠明」の内容構成比較

することはできず、内容の検討は不可能である。したがって、東大本を含めて4史料を『匠明』の類本として比較検討することになる。

東大本以外の類本について伊藤博士は、披見できなかった大熊本・新家本を除き、大島本・米野本の2史料に関してのみ、東大本との校合を行っておられる。そして、大島本・米野本は東大本と比較して、「言葉づかいの相違する個所が見られ」、また「文字、用語、脱行など共通に相違する所も多々ある」とされ、「前者は転写の際の個人的な相違であり」、「後者は二者共東大本から直接の転写であるとはいえない証左で、延臣本に帰因するもの」と推察されている。

この点については、本稿も同意見であるが、次にその延臣本の内容が何れに帰因するかが問題となつてこよう。すなわち、大島本・米野本に共有され東大本にない要素が、延臣本自身に帰因するものか、あるいは延臣本が典拠とした史料にもともと存在したものなのか、という疑問である。このことに関しては、延臣本が確認できない以上何れとも決し難く、また両方の理由が混在していることも充分に考えられる。そこで視点を変えて、『諸記集』において内容がほぼ一致する部分に着目してみると、少なくとも上記理由の後者が延臣本の内容として指摘できる箇所がある。例えば、「社記集」冒頭「花表木碎之事」の袖柱の柱間規定の所において、東大本では「アウテハ袖ノフリ合ト異言云リ」とあるのを、大島本では「逢テハ袖ノ振合セト異言ニ云ヘリ」、米野本では「逢テハ袖ノ振合ト異言ニ云リ」と記し、一方『諸記集』では「逢テハ袖ノ振合ト遺言ニ云」となっている。つまり、異言を遺言とする差異を除けば、この部分は、大島本・米野本、ひいては延臣本が典拠とした史料の要素が『諸記集』にもみとめられることを示し、さらにいえば延臣本が東大本を転写したのではない傍証ともなろう。なお、新家本においてこの部分は、「アウテハ袖ノフリ合ト異言云リ」とあり、これは東大本と全く同じであるから、両史料が書誌上近似関係にあることがわかる。

このように、東大本『匠明』とその類本の系譜上の前後関係は、『諸記集』の一致する箇所を参考にすることで、より明確になる部分がある。とはいえ、こうした転写過程における誤写・脱字などの比較検討だけでは、およその伝写系譜は把握されても、何れが祖本の内容・構成に近いのかは相変わらず不明瞭である。しかしながら『諸記集』だけは、東大本とその類本とは大きく構成・内容が異なっているため、その構成・内容における相違や一致を分析することで、より具体的な祖本の様相が考察可能となる。そこで次に、『諸記集』に対しての構成上の比較を詳細に分析する。なお、内容面からみた史料の質からすれば、類本3史料は何れも東大本を超えることはないため、以後『匠明』の構成・内容は東大本に代表さ

せて取り扱うこととする。

2-2 項目構成

『諸記集』と『匠明』の内容・構成を各巻の対応項目ごとに比較分析し、その関連程度を示したのが図一4である。以下、対応する巻ごとに、項目構成上の特質を述べる。

(1) 「武家記集」と「殿屋集」

両巻の関連においては、項目内容の同一ないしは類似するものが多数あり、また記載順序の一一致する箇所も相当指摘される。しかし『匠明』では、『諸記集』に全くかがえない圓殿-⑬「舞台」などの5項目が加わり、記載量としては『匠明』の方が多い。さらに図は、『諸記集』では冒頭の圓武-①「広間之事」～④「(主殿一織中門)」に記されるのみであるが、『匠明』ではこれらを後半部分に掲げ、圓殿-⑯「東山殿屋敷ノ図」なども加わり豊富な内容である。また圓武-⑫「屏重門取付屏之事」は、『匠明』においては圓殿-⑪「色代同遠侍之事」の項に記されるが、圓武-⑬「屏重門之事」は、『匠明』では「殿屋集」になく、「門記集」の1項目圓門-⑮「屏重門之図」として掲げられる。しかし、両項目の記述内容は必ずしも一致せず、圓門-⑮の内容は、圓武-⑬とともに圓武-⑫の内容を踏まえて、さらに整備された要素を含んだ記述となっている。

そして最大の相違は、両巻の題名が異なる点である。すなわち、『諸記集』は「武家記集」として、記載内容のすべてに過不足なく対応する題名を冠している。それに対し『匠明』では、同内容を記載するにもかかわらず「殿屋集」と題されているが、これは、宮室建築を説明した圓殿-⑭「禁中御殿当代之図」のような項目が加わることもある、『武家記集』と題したのではすべての内容を包含できないからであろう。記載内容の相違は、まさに題名に顯示しているのである。

(2) 「門記集」

内容の一致する項目は少なく、構成上の変化も5巻中最大である。木割を記した項目数は、『匠明』において圧倒的に多いが、その『匠明』にあって『諸記集』にならざる15項目の木割は、『諸記集』においては圓門-⑪および⑬～⑰に、すべて木割名のみ載せられている。そして、『諸記集』にある全17項目のうち木割の記述があるのは①「上土門之更」～⑩「五間中門之事」の10項目であるのに対し、『匠明』の奥書を除いた33項目のうちで木割の記されるのは31項目にも及ぶ。そして残りの項目は、それぞれ階層に応じた門各種の使用区分の説明である。すなわち、『諸記集』では、門の木割記述をごく普遍的なものにとどめ、他の多種多様の門は、名称とその使用区分のみ示すことでかわしているのに対し、『匠明』ではそれらの木割を逐一説明する、という編集姿勢の違いがここに明白である。また、『諸記集』では「武

家記集」や「堂記集」に載せられた「屏重門之事」や「參間山門之更」は、『匠明』では当「門記集」に記されている。ここにも両史料の編集意図の相違がうかがえるが、あえていえば、これらの門の分類に関して、『諸記集』は使用区分を優先し、『匠明』は形式分類を意識したがために、こうした編集の相違が生じたものと察せられる。

(3) 「社記集」

内容の一致ないしは類似する項目が大半を占める。木割記述が大きく異なるのは、園社-②と園社-⑩の拝殿の木割だけである。園社-⑧「壇間社之図（王子作り）」は、項目としては『諸記集』にないが、その形式は園社-⑤「壇間社向作之事」に類似する。記載順序の一致する箇所も多く、概して構成上の変化は少ないといえる。項目数は『匠明』の方が多く、園社-②～⑥の鳥居の図5種類と園社-⑩「恵美酒神社之図」・園社-⑩「出雲大社之図」は『諸記集』に記載されない。特に、この出雲大社の慶長時造営期間は正信奥書に記す慶長13年を前後しており、その記述の有無は、祖本の内容を探る上で重要な事項となる。しかし何れにしても、「社記集」については、両史料とも比較的忠実に祖本の形態を伝えているといえる。すなわち、慶長期の平内家における神社建築の技術は、他の木割以上に整理され、ほぼ確立した状態であったと察せられる。

(4) 「堂記集」

内容の一致しない項目が多く、構成上の変化も「門記集」に次いで大きい。特に園堂-⑩「參間山門之更」など門に関する木割は、先に見たように『匠明』ではすべて「門記集」に載せられている。対応する記述の詳細の度合は、園堂-①「三間四面堂之図」のごとく、概して『匠明』の方が高いが、逆に、園堂-⑤「経蔵之事、但輪藏ニシテ」など『諸記集』の方が詳しい記述も4項目ある。それらの記述を細かく見ると、相互に脱落する要素を含んでおり、いわば両史料を知って初めて理解できる箇所が多数ある。また、『匠明』にあって『諸記集』にない項目が13項目あるが、それらの建築様式は、和様・大仏様・明様式の何れか、例えば、園堂-④「七間四面雨打作堂図」・園堂-⑧「北京大仏殿之図」・園堂-⑩「学殿之図」の類となっている。逆に『諸記集』にあって『匠明』にない6項目は、すべて唐様建築である。こうした点により、『諸記集』では、和様建築はごく基本的なものにとどまり唐様建築が圧倒的に多くなり、『匠明』では、和様建築が充実し、さらに大仏様・明様式が加わって、唐様建築は結果的に縮小した様態となっている。なお、史料全体の記述量は『匠明』の方が多いが、項目数はわずかながら『諸記集』の方が多くなっている。

(5) 「塔記集」

内容・構成ともに一致する部分が多い。項目数は『匠明』の方がやや多く、園塔-③「六重之塔」・園塔-⑧「宗

輪塔」・園塔-⑬「同高野山大塔之図」が『諸記集』にない。また、記述順序で大きく異なるのは、九輪の木割記述である。すなわち、『諸記集』では、園塔-⑦「頭塔九輪碎之事」が優先し詳細に内容を述べ、園塔-⑭「密塔九輪碎之事」はこれに準ずる記述となっているのに対し、『匠明』では逆に、園塔-⑯「密塔九輪碎之事」が優先・充実し、園塔-⑰「頭塔ノ同九輪之事」が準じる記述となっている。このことはまた、「堂記集」において、園堂-⑫「天台宗ニ用忽指図」・園堂-⑯「真言宗ニ用忽指図」が園堂-⑭「禅家ニ用忽指図」に先んじて『匠明』のみに記されることとも関係しよう。すなわち、『諸記集』は禅宗を含む頭教を優先し、『匠明』は天台宗・真言宗の密教を優先させているわけで、ここに両史料の編纂意識の相違がうかがえる。

以上、両史料各巻の内容・構成を項目に対応して比較分析したが、その関連程度を史料順序に従って整理したのが図-5である。またここに、両史料の構成上大きな相違となっている要素として、奥書記載の違いがある。そこで、「正信奥書」・「吉政奥書」の内容・構成が如何に変化し、またそれがどのような意味をもつのかを次に考察する。

2-3 奥書の構成

先述のごとく「正信奥書」は、『諸記集』においては「社記集」および「塔記集」にある。まず「社記集」における奥書は、昔天津児屋根之尊の子孫に大神・工神があつて、これより宮居始まり、その大神・工神の子に番神・匠神があり番匠の語源となり、その後聖徳太子が四天王寺建立の頃式尺を頭した、という説話を記した後、「…近年世間之番匠我々家之流トテ種々僻事有レ之間…」との理由から、古来相伝の正しい法を父吉政の申付けにより書き記した、との内容である。『匠明』・「社記集」における政信奥書もこれにほぼ同文で、大神・工神の頭の字が大工の語源となったという説明が加わるのみである。

「諸記集」	奥 書	関 連	「匠明」	奥 書
1. 「武家記集」	×	×	1. 「門記集」	④' ⑥'
2. 「門記集」	×	×	2. 「社記集」	④ ⑥
3. 「社記集」	⑩	×	3. 「塔記集」	④ ⑥
4. 「堂記集」	×	×	4. 「堂記集」	④' ⑥
5. 「塔記集」	⑩	⑥	5. 「殿屋集」	④' ⑥'

(凡例) ———：内容・構成が同一ないしは類似するもの。

●：比較して、項目数の多いもの。

———：内容・構成の変化が大きいもの。

奥書 ⑪：正信奥書。天津児屋根之尊の子孫に大神・工神あり、これより宮居始まり（大工の語源）、その大神・工神の子に番神・匠神があり（番匠の語源）、その後聖徳太子が式尺を頭した、という説話を記す。

奥書 ⑫：上記奥書 ⑪ の聖徳太子が式尺を頭したという説話をの脇わりに、大崩の黄帝の時禪真が式尺を記し、その後魯般が伝える、という説話を記す。

奥書 ⑬：正信奥書。式尺の始源を祝迦如來に求め、首達長者が頭蓋精舍建立の時頭に、さらにわが国においては、聖徳太子が始まり、その後八宗あるいは押摩等が各家の式尺を伝える、という説話を記す。

奥書 ⑭：「匠明」奥書 ⑬ における「顕しタマウ」・「式縁」が、「頭シ給フ」・「式縁」と記されるなど、用語・表現の変化がある。

奥書 ⑮：上記奥書 ⑬ の式尺の始源において、祝迦如來の頭した式尺を純陀に伝え、眞旦（=中国）においては黄帝の式尺を記し、その後魯般が伝える、という説話を加わる。

奥書 ⑯：吉政奥書。

奥書 ⑰：「匠明」奥書 ⑯ における「五意達ニシテ」・「作り立るゝ」が、「五意達者にして・作りわかるゝ」と記されるなど、用語・表現の変化がある。また、「慶兵治五年」は「慶兵十五」となり、「年」が記されない。

図-5 「諸記集」と「匠明」の構成比較

る。それが「殿屋集」の政信奥書においては、「社記集」奥書における聖徳太子が式尺を顕したという日本の説話の替わりに、大唐の黄帝の時離婁が式尺を記し、その後魯般が伝え作る、という中国に由来する説話が入り、また「…宮居…」は「…宮家…」と記され、成立上共通の性格を有しながらも意匠・計画のいささか異なる神社建築と住宅建築の由来の相違を巧妙に説明している。

次いで「塔記集」における正信奥書は、式尺の始源を釈迦如来に求め、首達長者が祇園精舎建立の時これを顕し、さらにわが国においては、聖徳太子が四天王寺建立の頃式目を顕し、その後八宗あるいは禅宗等が各家の式録を伝える、という説話を記した後、先のごとく自家伝來の正統なるを主張している。「匠明」—「塔記集」における政信奥書も、字句表現の相違を除けばこれにほぼ同文である。さらに『匠明』—「堂記集」における政信奥書は、内容的には「塔記集」のそれと全く同じであるが、「顕しタマウ」・「式禄」が、「顕シ給フ」・「式録」と記されるなど用語・表現の変化があり、この変化はむしろ「門記集」の政信奥書に近似する。そして、その『匠明』—「門記集」奥書は、「堂記集」奥書に記す式尺の始源の説話において、釈迦如来の顕した式尺を純施に伝え、震旦(=中国)においては黄帝の時式尺を記し、その後魯般が伝える、という中国の説話が加わる。これら説話の意味するところを考えるに、「塔記集」・「堂記集」・「門記集」各奥書に載せられるのは、釈迦如来(=仏教の祖)・聖徳太子(=日本における仏教の祖)・八宗・禅宗といった仏教伝播に関する内容であり、「門記集」のみに加わる中国の説話は、古代伝説上の黄帝²⁴⁾が確立したとされる度量衡・宮室建築についての内容で、これは「殿屋集」にも載せられていた。

こうした『匠明』の政信奥書における説話の内容は、各巻の項目内容に極めてよく対応している。『諸記集』になかった「殿屋集」・「堂記集」・「門記集」の政信奥書は、また『匠明』のみに記される項目を巧妙に意味付ける結果となっており、両史料の編纂上の意識の別がここに察せられる。なお『匠明』の奥書では「…平内政信」であるが、平内は先述のごとく主筆と異なり、政信なる名は異本を含めて『匠明』のみに記されるもので、平内家由緒書の写し²⁵⁾や他の史料・棟札などすべて正信と書かれている。また『匠明』では第3巻「塔記集」奥書にのみ「右匠明、五卷之内塔記集也、(後略)」と読み仮名が添えられるが、『諸記集』では「塔記集」を最終巻として奥書が記されていたわけである。こうしたことは何れも、政信奥書として全巻に載せられる『匠明』奥書の作意性、「社記集」・「塔記集」にのみ載せられる『諸記集』正信奥書の先行的性格を裏付ける事象と思われる。

次に、『諸記集』では「塔記集」の後にのみ記される吉政奥書であるが、「(前略) 慶長拾年正月吉日 屏内吉

政」が「(前略) 慶長拾五年初春吉日 平内但馬守吉政」と変わる他は、内容的にはほぼ『匠明』—「塔記集」に同じである。そして他の4巻の吉政奥書は、この「塔記集」とまた同内容となる。しかしながら細部の比較に及ぶと、「塔記集」における「五意達者ニゾ」・「作り置るゝ」が、他の4巻では「五意達者にして」・「作りおかるゝ」と記されるなどの用語・表現の微妙な変化が共通してみとめられる。また、「慶長拾五年」は「慶長十五」となり、「年」が記されていない。これらのことともまた、先の事象と同様に『匠明』奥書の作意性、『諸記集』奥書の先行的性格を示しているものと考えられよう。

こうした奥書の内容・構成の変化を整理すると、図に示すごとくとなる(図-5)。

結論

以上、『匠明』と『諸記集』の書誌を分析し、その構成上の変化を比較考察した結果、次のような特質が明らかになる。

(1) 東大本『匠明』に対し、その類本数種は何れも東大本の内容を超えず、東大本を『匠明』の代表として扱うことができる。しかし、類本が必ずしも東大本を原本とするとはいはず、東大本に先行する要素を継承する部分もあり、これは、内容・構成の大きく異なる『諸記集』を分析することで解明される。

(2) 住宅建築について、『諸記集』は武家屋敷に限定して述べているのに対し、『匠明』は宮室建築にまで言及している。また、その相違は題名に顯示しており、これは意識的に行われた記述相違と考えられる(「武家記集」、「殿屋集」)。

(3) 神社建築における両史料の構成相違は小さく、したがって、神社建築を平内家得意の技術とみて差し支えないと思われる(「社記集」)。

(4) 仏教建築において、『諸記集』は顯教(=禅宗)を優先し、『匠明』は密教(=天台宗、真言宗)を誇示している形跡がある(「堂記集」・「塔記集」)。

(5) 那を具体的には、「堂記集」において、『匠明』は『諸記集』に比較して、唐様建築が顕現することを極力おさえ、逆に和様建築や明様式の建築を顕示したと思われる結果となっている。すなわち、『諸記集』における項目は、近世初期の工匠にとって一般に誇示すべきと考えられる唐様建築²⁶⁾の記述が主体で、これは時流に照らして無理がないと考えられるが、『匠明』の項目は、自らの業績を強く意識したがためのいささか不自然な項目構成といえよう²⁷⁾。

(6) さらに、『匠明』ではあらゆる建築を網羅しようとする性向が強い。その結果、建物の分類に当たっては、その用途よりも形式の方を優先させている(「門記集」)。

(7) そして最後に、『諸記集』の内容および構成には、奥書の内容・構成の相違でも明らかによろしく、『匠明』編纂に先行する要素がみとめられる。したがって、今日みる『匠明』には体系化にともなって体裁整備した要素が強く存在しているわけで、慶長期における祖本の様態としては、『諸記集』の内容・構成を主眼において見極めるべきと考えられる。

以上をもって、結論とする。

注

- 1) 伊藤要太郎校訂『匠明』および同著『匠明五卷考』(昭和46年鹿島出版会刊)。氏の『匠明』に関する論考は、「木割についての考察」(『日本建築学会研究報告』第4号昭和24年11月所収)他多数あるが、本書において集約される。
- 2) 元禄10年(1697)～享保12年(1727)。
- 3) 内藤 昌「『匠明』祖本：『諸記集』について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和50年所収)。
- 4) 河田克博・渡辺勝彦・内藤 昌「江戸建仁寺流系本の成立」(『日本建築学会計画系論文報告集』第383号昭和63年1月所収), 同「加賀建仁寺流系本の成立」(『同』第386号昭和63年4月所収)他参照。なお、これらの論文を集め大成して、河田克博著『日本建築古典叢書3 近世建築書一堂宮雑形2 建仁寺流』(昭和63年大龍堂書店刊)がある。
- 5) いわゆる堂宮雑形を中心とする技術史料の分類において、各流派ごとに、最も古い本質的内容を伝存している史料ないしは原本、さらにはその祖本の存在を推定しうる史料を「基幹本」とすると、他は概して二別され、「基幹本」の内容を踏襲しながらも新たな視度で発展的な試みを展開する「展開本」、および「基幹本」の内容を一部に伝来しながらも他の技術を同化させることなく混交収録するなどの様相をもつ「雑録本」として類別できることがわかっている(前注4)参照)。平内家史料には、他に『故事秘伝書』・『大内裏殿室指図』など古い要素をもつと思われる史料が数点存在するが、家伝書中最大の項目数を有し他の平内家技術書の規範となりうる『匠明』、およびその祖本の様相を探る上で比較史料として本稿で考察していく『諸記集』は、何れも「基幹本」として扱って差し支えない。江戸建仁寺流系本『建仁寺派家伝書』・加賀建仁寺流系本『(清水家伝來目録)』は、各系本で最も内容の豊富な史料であるが、両史料とともに「基幹本」として位置付けている(前注4)。
- 6) 箱の下面底に「文久二戌年(1862)／八月仲旬新調之／大棟梁／平内長門」(／:改行, ():筆者補注, 以下同)と墨書きがあり、箱自体は、平内家第11代但馬政徳(万延元年-1860-に長門と改名の後、大隅を経て、慶応4年-1868-に但馬と改名)が26才の時新調したもので、箱蓋表にある「匠明五巻」の貼り紙も、その時もしくはその後のものとみられる(前掲注1)。
- 7) 目録の表紙に「平内」と記し、内に「一、匠明五巻、門記、社記、塔記、堂記、殿屋集、附三箇秘伝、祖先伝來桐函ニ納ム…」とある。また、各巻頭に「明治43年(1908)7月16日、東京帝国大学附属図書館、143364」なる楕円形スタンプが捺印され、史料の購入時期がわかる。
- 8) これら筆跡の符号は伊藤博士の著述に従う(前掲注1)。
- 9) 『甲良家系図』、『大島盈株氏遺作 日本建築図譜』(昭和8年大島盈株氏遺作図刊行会刊)他。
- 10) 明治15年(1882)工部大学校(現東京大学)を、中村達太郎・河合浩蔵とともに卒業。同19年には、両名と連名で木子清敬を造家学会会員として紹介している(『建築雑誌』第1号明治20年1月造家学会刊)。
- 11) 「日本建築法」前書:「余本邦固有建築構造定則ノ秘書ヲ藏ス、是レ慶長年間徳川家ノ建築家平内但馬守ノ撰スル処、世々子孫ニ伝へ秘書ト為ス、此集五巻能ク本邦固有建築一般ノ定則ヲ尽スト云ヘシ、而シテ毎巻ノ結尾ニ可秘云々ノ語アリト雖モ、今ノ世ニ至リテ之ヲ秘蔵トスルモ敢テ其益ナキノミナラス、撰者ノ遺功ヲモ埋蔵シ置ニ忍ヒサルヲ以テ、爰ニ登録シ而シテ専門家ノ参考ニ供セント欲ス」(読点:筆者補注)。
- 12) 國社-⑪「三間太社之貞」に、慶長11年造営の武州府中六所大明神(大国魂神社)の記述があり、これは『匠明』にも記される内容である。したがって、吉政奥書が慶長11年を遡って記される可能性はとりあえずない。さらに、『諸記集』吉政奥書は、塔記集卷末にある慶長13年中秋の正信奥書の次に「塔記集畢」と記した後に、「右此一部五巻者達者ニシテ昼夜ニ不レ怠…」と続いており、正信が筆録し終えたとする慶長13年以前に吉政奥書が記されていたとも、まず考えられない。
- 13) 加賀藩において代々作事方の要職を勤めた池上家の史料の多くは、寛延3年(1750)に第7代を継ぎ寛政元年(1789)に没するまで、大量の写本を収集整理した猪右衛門延世の筆録とみられる(内藤 昌「安土城の研究(上)」:『国華』第987号 昭和51年朝日新聞社刊)。
- 14) 「(前略)慶長拾一年丙午年十一月廿四日 大工／堀内七郎右衛門尉平吉政」(『和歌山天満神社本殿棟札銘』)。
- 15) 『諸記集』-「社記集」の豊國大明神社の図(『匠明』においては「五間四面大社ノ図」に該当する記述)に、「慶長三年九月十一日鉄為始屏之内吉政作之」とあり、『匠明』同項目に記す「平内吉政作之」と異なる。
- 16) 「紀州根来／平之内正信作之／元和五年己未年卯月吉日」(鹿島神宮蔵『木造狛犬胎内銘』)。
- 17) 「元和五年己未九月」と「慶安式-1649-己丑」の記ある棟札に、創営時の棟梁として「平之内越前守平朝臣正信」とある(『輪王寺常行堂棟札銘』)。
- 18) 寛永9年建立の台徳院靈廟本殿床下石刻銘に、下棟梁として甲良豊後守宗広の次に「平之内越前守正信」の名がみえる(田辺泰著『徳川家靈廟』昭和17年彰国社刊、文化財保護委員会編『戦災等による焼失文化財一建造物(靈廟・東照宮)篇』昭和40年刊)。
- 19) 「昌平志」(『日本教育史資料』所収)、田辺泰『日光廟建築』(昭和19年彰国社刊)、城戸久『藩学建築』(昭和20年養徳社刊)。
- 20) 黒田太右衛門正重のこと、「寛永八年(1631)御大工岸藤右衛門養子仕為名跡/被召出御切米五拾俵被下苗字黒田与相改/平之内流家業相続仕候藤右衛門実子/御座候得共家業不得手付奉願御提/組被召出則岸藤右衛門与相名乗申候太右衛門義/万治元年(1658)迄廿八年相勤候處七十罷成/五人扶持方被下御奉公御赦免被遊寛文/九年(1669)病死仕候(後略)」(『御大工知行帳』金沢市立図書館所蔵、傍点は筆者注、以下同)と平内家の

- 流儀を家業として相続するが知られ、別に岸藤右衛門とも名乗る。元和9年『諸記集』を筆写した時は35才である。
- 21) 辰巳七郎兵衛光政のこと、「寛文六年（1666）被下同十一年／右御切米（=50俵）被下元禄四年（1691）迄廿六年相勤／同年於江戸病死仕候」（『御大工知行帳』、前注）とある。また、寛文7年なる羽咋市の氣多神社護摩堂棟札写には「御大工辰巳七郎兵衛藤原光政」と記されている（浅香年木「北陸における建仁寺流大工の展開」：『物質文化』No.20 昭和47年10月所収）。
 - 22) 建仁寺流大工山上善右衛門嘉広とともに造営に携わっている（『国宝瑞龍寺総門仏殿及法堂修理工事報告書』昭和13年刊）。
 - 23) 承応2年の石動山本社棟札に「御大工黒田太右衛門尉藤原正重」、同3年の氣多神社拝殿所用木材銘に「加州大工…太右衛門、…」とある（浅香年木前掲書注21）。
 - 24) 中国神話の三皇五帝の1人、蚩尤（しゆう）を誅して天下を統一、度量衡を律し、音楽を一定、宮室・器用・衣服・幣制を確立したといわれる。
 - 25) 平内家第11代但馬政徳が、明治元年4月に筆録した史料。
 - 26) 室町幕府・江戸幕府においては、禅宗寺院の工匠ないしは唐様得意とする大工が重用されている。また、横山権頭吉春（入唐建仁寺大工）の存在やそれに関わる系譜は、多分に後世の創作的内容を含むと考えられ、このような伝説は、近世初期の工匠たちが、諸藩や幕府に仕官するに当たり、自己の技能を権威づけるため、禅宗建築の様式が当時最高の様式と考えられていたことに結びつけて唱え出したものと推定される（大河直躬『番匠』：昭和46年法政大学出版局刊、内藤昌『近世大工の系譜』：昭和56年ペリカン社刊）。
 - 27) 正信造営の著名な作品として、和様建築の輪王寺常行堂（元和5年）、明様式の上野先聖殿（寛永9年）がある。しかし一方で正信は台徳院靈廟本殿（寛永9年）、さらに第2代応勝が輪王寺大猷院靈廟本殿を造営しているごとく、実に際しては決して唐様建築を軽視しているわけではない（注17）、18）、19）の他、『日光御宮御年忌御修営雑記』による）。

（1989年12月10日原稿受理、1990年3月26日採用決定）